

総社市建設工事請負業者選定に関する運用基準

(平成18年10月18日施行, 令和7年2月3日最終改正)

(趣旨)

第1条 この基準は, 総社市競争入札参加資格及び審査等に関する要領(平成18年総社市告示第95号。以下「要領」という。)等市長が別に定めるもの及びその他の法令に定めのあるもの以外で建設工事の指名競争入札に参加する者の選定に必要な事項について定めるものとする。

(選定方法)

第2条 指名業者は, 要領第9条及び第10条の規定により原則として要領別表1に掲げる工種別の格付等級に応じた工事設計金額により, 市内業者の中から選定するものとする。

2 工事の施工場所から近距離に位置する市内業者及び準市内業者については, 地理的条件を考慮して選定できるものとする。

3 前2項の規定により指名業者を選定した結果, 指名業者数が要領別表2の基準に満たない場合は, 要領別表1に掲げる直近の上位の格付等級まで, 更に不足する場合はその上位の格付等級まで, 順次選定範囲を広げることができるものとする。また, 市内業者以外の選定は, 原則として市内業者のみでは指名業者数の基準に満たない場合に限るものとする。

4 選定の結果, 特定の格付等級に指名が偏る場合は, 等級間で調整ができるものとする。

5 指名業者が, 次の事項に該当する場合には指名を調整できるものとする。

- (1) 代表権を有する者が同一の会社
- (2) 役員が兼務している会社

(留意事項)

第3条 要領第10条第1項に定める留意事項の詳細は別表のとおりとする。

(雑則)

第4条 この基準に定めるもののほか, この基準の実施に必要な事項は, 別に定めるものとする。

附 則

この基準は、平成18年10月18日から実施する。

附 則

この基準は、平成19年 4月 1日から実施する。

附 則

この基準は、平成19年11月 1日から実施する。

附 則

この基準は、平成26年 4月 1日から実施する。

附 則

この基準は、平成27年 1月 1日から実施する。

附 則

この基準は、平成27年 7月 1日から実施する。

附 則

この基準は、平成28年 6月 1日から実施する。

附 則

この基準は、令和 6年 9月 1日から実施する。

附 則

この基準は、令和 7年 2月 3日から実施する。

別表

指 名 に 関 す る 留 意 事 項	
1 経営能力及び不誠実な行為の有無その他信用状況	次の事項に該当する場合は、指名しないこと。 (1) 総社市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要領（以下「指名停止要領」という。）に基づく指名停止等期間であるとき。 (2) 市発注工事に係る請負契約に関し、次に掲げる事項に該当し、当該状態が継続していることから請負者として不適当であると認められるとき。 ① 工事請負契約書に基づく工事関係者に関する措置請求に請負者が従わないこと、工期を遵守しないこと、下請負届出書の提出をしないことなど請負契約の履行が不誠実であること。 ② 一括下請、下請代金の支払遅延、特定資材等の購入強制等について、関係行政機関等からの情報により請負者の下請契約関係が不適切であることが明確であること。

	(3) 警察当局から市長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、公共工事からの排除要請があり、当該状態が継続している場合など明らかに請負者として不適當であると認められるとき。 (4) 自己破産申請を行い又は銀行取引停止を受けるなど経営状態が著しく悪化していると認められるとき。
2 工事成績	(1) 市発注工事における総社市建設工事成績評定要領に定める工事成績（以下「工事成績」という。）の平均が過去 2 年連続して 65 点未満であるときは指名しないこと。 (2) 工事成績等が優良であるかどうかを総合的に判断すること (3) 工事成績の平均が過去 2 年連続して 90 点以上であることなど工事成績等が特に優良である場合は、これを十分尊重すること。 (4) 1 ヶ月以内に 65 点未満の工事成績評価を受けている場合は、同一工種の工事には指名しない。
3 手持ち工事の状況	工事の手持ち状況からみて、その工事を施工する能力があるかどうかを総合的に判断すること。
4 技術者の状況	発注予定工事種別に応じて、その工事を施工するに足る主任技術者（建設業法第 26 条第 1 項）又は監理技術者（建設業法第 26 条第 2 項）が確保できると認められること。 予定価格 4,500 万円（建築工事の場合は 9,000 万円）未満の工事で、1 人の技術者が兼務できる工事（随契工事は除く）は 3 件までとする。
5 その工事に対する地理的条件	建設業法上の許可を受けている本店、支店又は営業所の所在地及びその地域での工事实績等からみて、その地域における工事の施工特性に精通し、工種及び工事規模等に応じてその工事を確実かつ円滑に実施できる体制が確保できるかどうかを総合的に判断すること。 なお、選定は、その工事に対し、上位にあつては 4 等級上位まで、下位にあつては 2 等級下位までに該当する業者とする。 ただし、区画整理事業及び下水道事業（集落排水を含む）並びには場整備事業等に伴う工事についてはこの限りでない。

6 その工事の施工 についての技術的適 性	次の事項に該当するかどうかを総合的に判断すること。 (1) その工事の施工に必要な施工管理，品質管理等の技術水準と同程度と認められる技術的水準の工事の施工実績があること。 (2) 地形，地質等自然的条件，周辺環境条件等その工事の作業条件と同等と認められる条件下での施工実績があること。 (3) その工事と同種の工事について，直前 2 年間に於いて公共工事の元請施工実績があること。（特殊な技術を要する工事は除く。） (4) 完成工事高のうち，下請に出した比率が極端に高い場合は慎重に技術的適性を判断すること。 (5) 予定価格 5,000 万円（建築工事の場合は 8,000 万円）以上の工事については，当該工事の工種について，特定建設業の許可を有していること。
7 安全管理の状況	(1) 市発注の工事について，安全管理の改善に関し，労働基準監督署等からの指導があり，これに対する改善を行わない状態が継続している場合であって，明らかに請負者として不適当であると認められるときは指名しないこと。 (2) 安全管理の状況が優良であるかどうかを総合的に判断すること。 (3) 市発注の工事において，過去 2 年間に労働災害を発生させたことがある業者を指名する際には，安全管理の改善措置等が十分に行われているかどうかを総合的に判断すること。
8 労働管理の状況	(1) 賃金不払に関する関係機関等からの通報が市長に対してあり，その状態が継続している場合であって，明らかに請負者として不適当であると認められるときは指名しないこと。 (2) 市発注工事において，建設業退職金共済組合等との共済契約の締結の有無を考慮すること。 (3) 建設労働者の雇用・労働条件の改善に取り組み，表彰を受けているなど労働福祉の状況が特に優良である場合は，こ

	れを十分尊重すること。
9 市内産業の振興	市内産業の発展，市内業者の育成の観点から，市内に建設業法上の本店，支店又は営業所等の有無を考慮すること。